

2018.6

みずの通信

給与か外注か

税務調査上、よく問題になるのが、「この支払いは、給与か外注か」です。

相手方が会社であれば、その支払が給与となることはありませんが、相手方が個人で、一人の場合、税務上、難しい問題になることが多いです。

その支払を、給与ではなく外注という形をとるのは、会社としては「雇用関係を結ぶと面倒なことが多いから」「相手が社会保険に加入したがるから」との理由が多いようです。「お互いそれで納得しているから、それでいいじゃないか。」との考えです。でも、税務上は、客観的な事実認定で判断されます。

さて、税務上、給与か外注かでどのように処理が違うのでしょうか。まず、消費税が外注であれば控除の対象になりますが、給与は控除の対象になりません。該当する支払いが1000万円とすると、外注であれば、1000万円の108分の8が控除できるのですが、給与は出来ません。74万円ほどの増差が出ます。さらに給与であれば源泉徴収税額がでます。「相手の税金なのだから、相手から取ってこい。」との主張は、制度上、通用しないのです。

ですから、税務署は「給与だ」との主張をしがちですので、争いが生じます。

では、外注か給与か、どのような判断するのでしょうか。「通達」がありますが、抽象的で税務署の調査官もよく分かっていないというのが現状です。

以下、私見を交えて、噛み砕いて検討します。

給与は時間管理されているが、外注は時間管理されない。

例えば、給与にも出来高給がありますが、出来高給は、1個造るごとに幾らと決められていても、勤務時間内に100個造れば100個分の給与、50個しか造れなかったら50個分の給与となります。

外注は、予め100個造ってくれと注文をもらい、それに何時間かけるかは関係ありません。早く出来れば、帰って良いのが外注です。もっとも、「もう出来たの、だったら、もう少しお願いできるかな。」というのは、新たな注文ですので自由です。

工事現場に行く場合、ある場所に集合して、バスに乗り、皆で現場に行き、そこで指示を仰ぎながら作業をし、時間になったらバスに乗って帰る。このような場合は、勝手に帰ることはできないので時間的に制約されていますし、相手方の指示を仰ぎ、労働だけを提供していますから、給与になります。

そうではなく、自分の自動車で現場に行き、自分の工具等を使って作業をし、自分のすべきことが終わったら、帰ることも自由なのは外注となります。(利便性の問題で送り迎えがあるのは自由です。)

また、雇用契約は、労働を提供する契約ですから、原則、経費は全て会社持ちです。個人が経費を負担することはありません。外注は、経費を自らが負担するのが原則です。当然、会社負担で、無償で使える場合もあります。先ほどの、自分の自動車を使うという行為も、自らが燃料代を含めて経費を使っていることとなりますので、外注との判断の一つになります。

さて、外注契約には請負契約と委任契約があります。請負契約は一つの成果を出したらその代金をも



らうという行為です。委任契約は、経営コンサルタントへの顧問料、家庭教師の報酬など、包括的な支払いですから、給与に似ています。

ホステスさんは歩合制ですが時間管理されています。それでもホステス報酬は外注とされます。それは、彼女らは、衣装代、通勤代、交際費等は全部、自分持ちであるからと言えます。これらを全て会社持ちにしたら、ホステス報酬も給与と認定されるでしょう。

あとは、契約書があったらどうなのでしょう。

お互いの合意により外注契約であると認識しているのですから、外注であるとの主張は強いものがあります。ただ、その中身が上で述べた給与そのもの場合は、給与と認定されるでしょう。ファジーな場合に契約書は威力を発揮します。

ただ、このような場合の契約書の内容が「継続取引の基本契約書」の内容になりやすいので、うっかり作ると4000円の印紙が必要となります。一度はご相談をいただきたいです。

また、請求書や領収書があるという形式的な要素は、実務的な判断では有効です。

余談ですが、役員には通勤手当はないのでしょうか。

当然、役員も従業員と同様に通勤手当の支給を受けることはできます。ただ、同族会社の役員のほとんどは、社用車で通勤していて、通勤に要する費用は全て会社が負担していますので、通勤手当を受け取る余地がないのです。

非常勤の団体役員が団体の事務所に自分の会社から仕事で行った場合、その団体の旅費規定に基づき、旅費の支給を受けることはできるのでしょうか。

団体役員が団体事務所に仕事に行く場合は、それは出張旅費手当ではなく、通勤手当になりますので、旅費規定は使えません。出張手当には豪華な昼食代相当額等が含まれていたり、新幹線もグリーン車料金になっていたりする場合がありますが、通勤手当は通勤のための通常の料金となっていますので、昼食代もグリーン車料金も含まれないのです。

テレビの力

岐阜新聞で、大型連休中の恵那市岩村の賑わいを写真で掲載されていました。

女城主で有名な岩村城跡のあるところです。「過去最高の人出」と書いてありましたが、たぶん、過去最高の人出の10倍以上の人出ではないかとの印象を受けました。NHKの朝の連続ドラマ「半分、青い。」のロケ地ということからの賑わいのようです。



また、ドラマの中で五平餅が話題にされ、これも売上が凄いそうです。

五平餅、最近、食したところでは、多治見の虎渓山公園のお店で食べた五平餅が美味しかった。滋賀の紅葉の名所で食べた五平餅は酷くまずかった。やはりご当地で食べないとダメかなと思いました。

東京の和菓子の老舗「とらや」の「とらや工房」が御殿場にありますが、「マツコの知らない世界」で紹介されたとのことで、連休中に訪れましたが、2時間待ちでした。レジが一つしかないというのも大きな原因ですが、これもテレビの力を見せつけます。



降りしきれ雨よ / 降りしきれ
すべて / 許しあうものの上に
また / 許しあえぬものの上に

(高野喜久雄「雨」より)